

厚生委員会 平成30年1月15日(月) 13:30～

<議題>

- ① 環境保全及び清掃に関する調査について (継続調査)
- ② 高齢者・障害者福祉及び介護保険制度に関する調査について (継続調査)  
「第七期帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(原案)」 (理事者報告)  
「第五期帯広市障害福祉計画(原案)」 (理事者報告)
- ③ 疾病の予防と対策に関する調査について (継続調査)  
「第二期けんこう帯広21改訂版(原案)について」 (理事者報告)
- ④ 子育て支援に関する調査について (継続調査)
- ⑤ 生活保護の資産調査について (質問通告:播磨和宏委員)

<会派委員としての質疑要旨>

高齢者・障がい者・介護保険に関する調査について

～第五期障害福祉計画(原案)について～

5期計画(原案)では、第1期障害児計画も併せて策定され、障害とともに生きる市民を切れ目なく支えるための計画の一つとなります。今計画には、これまで課題として認識しながらも、計画には示されてこなかった課題が掲げられ、その解決に向けての方策も明記されました。その中の一つ、「親亡き後の暮らしを支える仕組みづくり」について質しました。

Q)「親亡き後の暮らしを支える仕組みづくり」とは、どのような取り組みか?

A) 親亡き後は迅速な対応が求められるため、その支援体制は「地域生活支援拠点」の整備により対応していく考えである。具体的には相談支援・居住支援など市域の社会資源をコーディネートしながら面的に支援していく仕組みを作っていく。

Q) 現状についてはどのように捉えているか

A) 今計画策定のために実施されたアンケートでは、主に介助する家族の年齢が70歳以上と回答したのは127人(27%)と家族介護者の高齢化が認められる。自立支援協議会での議論やケアマネ、障害当事者団体などからも、家族介護者の高齢化に伴う健康面や将来への不安が寄せられている。

Q) 具体的にはどのように進めていくのか？地域の特性として、広域で考える必要があるのでは？

A) 地域生活支援拠点整備は、障害者の生活を地域全体で支える核として機能させるもの。

自立支援協議会などで検討し、北海道とも協議しながら整備していく。

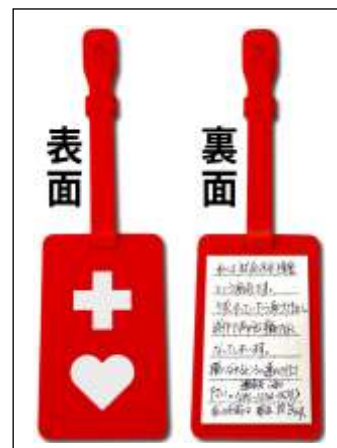
昨年 10 月に開催された「十勝定住自立圏共生ビジョン懇談会」においても拠点整備に向けた意見も出されていることから、必要な機能整備について検討して行く予定。

### ～ヘルプマーク配布の状況について～

H24 年東京都でスタートした「ヘルプマーク」「ヘルプカード」。北海道内でも札幌市が昨年 10 月より地下鉄駅などで配布を開始し、いよいよ北海道でも取り組みが始まりました。

帯広市では 12 月に市の HP、広報やポスター等でマークやカードの主旨や目的について啓発後、本年 1/4 から市内 4 か所（障害福祉課・高齢者福祉課・子育て支援課・障害者生活支援センター）で配布をスタートしています。

配布開始から 10 日あまりですが、その状況について質しました。



1/4～1/12 までの間で 109 枚のヘルプマークが配布され、電話等で開始日の確認や、町内会で取りまとめた希望の問い合わせ、窓口にヘルプマークを取りに来た市民からは、

「帯広市でもヘルプマークの配布をしてほしいと思っていた」とお話をされた事例なども報告され、ヘルプマークに対する期待が感じられました。

今後、他自治体の方や外国人の方などからのご希望にどのように対応していくのか、他自治体や北海道との連携が求められますし、理解を広めていくことも継続して行くこと、北海道のガイドラインにこだわらず、市独自の配慮で申請書への性別記入欄の削除についても求めました。また、北海道から割り当てられた 500 枚も、残 391 枚となっています。在庫が底をついた後の補充の考え、事業の継続についても質しました。

### ～第七期計画原案について～

2025 年問題と言われてきた平成 37 年に向けて「地域包括ケアシステム」の構築が全国

をあげて進められている。日々進行していく超高齢化と要介護者の増加と重度化・重複化

の進行の中、医療的ケアをともなう要介護者の受け皿は少なく、在宅介護の限界点とも捉え

られるのが現状です。

医療的ケアが必要となり退院する要介護者の在宅支援について質しました。

Q) 医療的ケアが必要な要介護者の在宅介護への認識・把握状況は？

A) 2040年まで75歳以上の高齢者が増加していく中、該当者も増加し、在宅における医療と介護支援の必要性も高まると認識している。

市内2か所の資料連携室では、毎月の退院調整は其々約250件程度、うち65歳以上でケアマネが退院調整を行う事例はその半数。医療機関では訪問看護・訪問診療の調整は毎月6~7件。医療的ケアをともなう要介護者の実数については把握していない。

Q) 市内で医療的ケアが必要な要介護者の受け入れ可能な事業所の状況は？

A) 市の指導監督している地域密着型通所介護事業所29か所のうち、8事業所が相談に応じるとしている。現状では看護小規模多機能型居宅介護事業所2か所と、定期巡回・随時対応型介護看護事業所2か所での対応となっている。

Q) 現状からどのような事が起こってくると想像するか？今後の方向性は？

A) 対応できる受け皿が限られていることから、家族介護者の負担が大きくなる事が想像される。医療と介護を必要とするケースは今後増加していくと考えており、次期計画の中で「看護小規模多機能型居宅介護事業所」1か所を新設し、在宅医療・介護サービスの充実を推進していく。

圧倒的に少ない受け皿の状況から、自宅に帰ることが出来ない市民が少なくありません。「在宅介護の限界点」を引き上げることは、当事者はもちろん、介護家族の離職を無くし、ヤングケアラーの不安を解消し、暮らしを守るためにも必須条件だと考えます。もちろん介護士・看護師の確保が大きな壁にもなっていることから、潜在専門職の掘り起こしと就労、マッチングの橋渡しという市の役割も求めました。

～福祉灯油について～

社会保障制度の改正により、昨年度から今年度、そして来年度に向かい介護保険料、介護保険サービス利用自己負担料、医療費自己負担料、国民健康保険料等の負担増、加えて物価上昇によって、年金生活高齢者の暮らしが厳しさを増しています。このような状況下、この冬に入り灯油の価格が上昇しています。北海道消費者協会によりますと、12月には全道平均で1リットル当たり85.18円と、昨年同時期より18.89円：28.5%の上昇となり、加えて今年は例年になく早い時期に寒波に見舞われ殊の外寒さが厳しく、降雪も多く、文字通り大変厳しい冬を迎えています。

北海道では暖房・給湯の多くを灯油に依存しており、家庭の年間灯油消費量は全国平均の5.4倍。このような状況を受けて北海道消費者協会は、北海道に対して価格の抑制と安定供給、市町村の福祉灯油の取り組みを拡大促進できるような支援策強化などを求める緊急要請を提出しています。

本市における灯油価格は全道平均を上回っており、これから厳冬期を迎えることから、市民の安全と命を守ることを最優先に考え、福祉灯油への取り組みの考えを質し、強く求めました。